



「見附市企業人材育成支援事業補助金」のご案内

市内の事業所で働く従業員の人材育成を図るとともに、事業所のデジタルトランスフォーメーションを推進するため、業務に必要な技術やデジタルトランスフォーメーションに資する資格等を従業員に習得させる市内事業者に対して、経費の一部を補助します。

1. 対象者

- (1) 人材育成に資することが認められる研修等に従業員を参加させる市内事業所
- (2) 本市の法人市民税及び固定資産税を滞納していないもの

2. 補助対象経費

- (1) 労働安全衛生法に基づく免許又は技能講習などの受講料
- (2) 事業所のデジタルトランスフォーメーションに資する研修等の受験料又は受講料
※合格または修了した場合に限ります

3. 補助額

- (1) 労働安全衛生法に基づく免許又は技能講習などの受講料
補助対象経費の **1/2** (千円未満切り捨て) 1人当たり**上限 3 万円**
【例】玉掛け技能講習、クレーン運転技能講習、フォークリフト運転技能講習
車両系建設機械運転者、高所作業車運転技能講習、ガス溶接技能講習、
ボイラー取扱技能講習 など
- (2) 事業所のデジタルトランスフォーメーションに資する研修等の受験料又は受講料
補助対象経費の **2/3** (千円未満切り捨て) 1人当たり**上限 3 万円**
【例】IT パスポートや基本情報技術者試験の受験料、インターネット上で開催されるセミナー参加費 など
※ (1) (2) とも 1 回の研修等につき 1 事業者 3 人まで

4. 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日 (火) から ※予算がなくなり次第終了します。

5. 申請に必要な書類

- ① 見附市企業人材育成支援事業補助金交付申請書
- ② 研修等の概要 (開催期間、開催地及び内容など) が確認できる資料

6. 補助金交付までの流れ

- ① 「見附市企業人材育成支援事業補助金交付申請書」を提出してください
- ② 申請書の内容を審査し、補助金交付決定通知書を送付します
- ③ 事業が完了した後、実績報告書を提出してください (提出期限：令和 8 年 3 月 31 日)
- ④ 報告書の内容を確認し、補助金を交付します

<お問い合わせ／申請先>

担当：〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市 地域経済課 商工労働係

電話：0258-62-1700 (内線：231) MAIL：chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp